



## 民法改正Ⅲ（定型約款）について

弁護士 青木 一雄

改正された民法は平成32年までに施行されます。今回は民法548条の2以下に新たに制定された定型約款について説明します。

現代社会において、大量の定型的取引を迅速かつ効率的に行うため、契約内容について個別に協議することなく、一方があらかじめ定めた画一的な内容の契約を成立させる必要があります。しかし、他方、一方が定める契約内容は不合理であったり、相手方の利益を一方的に害するケースもあります。そこで、民法はその調整をはかるため、定型約款（定型的契約条項）について新たな規定を設けました。

1、改正民法は、定型取引の定義と合意とみなす要件を次のように定めています。

(1) 定型取引とは、ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることが双方にとって合理的なものをいいます。事業者と消費者との定型的な契約がこれにあたることが多いのですが、これに限定されません。双方が事業者の場合の定型契約は、不特定多数の者を相手方としておらず、事業者間の交渉で契約内容を修正できることから、これにあたらぬと考えられています。

(2) 定型的取引の合意があったとみなされる場合は

- ① 定型約款を契約の内容とする旨に合意したとき
- ② 定型約款を準備した者が事前にその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき

です。

③ しかし、ここで重要なのは、合意があったとしても、条項のうち、相手方の権利を制限したり、義務を加重したり、取引の実情や社会通念に照らして基本原則に反し相手方の利益を一方的に害するものは、合意しなかったとみなされることです。すなわち、契約の内容が合理的でなければ有効でないということです。

2、定型契約の内容については、相手方はその契約を準備した者に対し、それを示すように請求することができ、準備者はその内容を示さなければなりません。準備者がこれを拒んだときは、その定型契約は合意があったとみなされません。

3、また、定型契約の準備者は、合意後でも、次の要件がある場合は、相手方の同意なく契約の内容を変更することができます。

- ① 定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合するとき
- ② 定型約款の変更が契約した目的に反せずかつ合理的なものであるとき

です。

4、この民法の施行後は、事業者から押しつけられた定型的な契約であっても、内容が合理的でなければ有効でないことをまず理解していただく必要があると思います。